

「2025但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり」業務委託仕様書

1 業務名

2025但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり業務

2 委託業務履行期限

令和8年3月31日 ただし、イベント実施日については、令和7年秋頃を目安とし、事前に県と協議の上決定すること。

3 業務の目的

豊岡市中心部は、空き家・空き店舗が増えており、地域活力の低下が懸念される。

一方でこのエリアは1925年（大正14年）の北但大震災で倒壊・焼失し、その後復興したコンクリート黎明期の建築物が数多く残り、地域特有のレトロな景観を形成している。また、近年はリノベーションにより新たなショップがじわりと増えるなど、その価値が見直されつつあり、2024年（令和6年）には県の景観遺産（豊岡震災復興遺産）にも登録された。

このエリアにはこれも復興建築の一つである但馬唯一の映画館があり、また、おんぷの祭典や演劇祭なども開催され、芸術文化に惹かれて訪れる人も増えている一方、まちなかは長時間滞在するコンテンツに欠け、ポテンシャルが活かされていない。このため、地域に点在する復興建築を巡る謎解きツアープログラムを開発することで、滞在時間を増やし、地域の賑わい再生をねらう。

また、2025年（令和7年）は北但大震災から100年を迎え、地域に注目が集まることから、時節をうまくとらえ、建築と芸術・歴史・文化・食が融合した効果的なプログラムを開発することを目的とする。

4 業務内容

(1) 基本的な事項

ア 豊岡復興建築群

豊岡市中心部に点在する、北但大震災からの復興過程で整備された都市空間に建設された鉄筋コンクリート造で不燃化された公共建築と、民間の耐火・防火建築。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk18/machidukuri/hukkoukenchiku.html>

イ 謎解きツアー

まちの歴史と物語に関係した謎と、それらの謎を解くためのガイドグッズ等の謎解きキット（以下「キット」という。）を作成。キットを参加者が持ち歩き、まち並みやカフェ・ショップ等を楽しみながら巡ることで、まちの歴史と物語を知り、その価値の再確認や地域の賑わいにつなげるプログラム。

(2) 謎解きプログラムの開発

ア 謎解きシナリオの作成

復興建築を取り巻く歴史や物語を元に、建物の装飾やまちの特産品などを楽しみながら復興建築やその周辺を巡ることができる謎解きシナリオを作成する。シナリオ作成に当たっては、事実と異なる内容を織り込むことも可とするが、その場合、事実について誤解の生まれない措置を講じること。

イ 謎解きキットの企画設計

謎解きツアー利用者が持ち歩く、謎解きシナリオを楽しむための情報等がまとめ

られたキットを企画設計する。

ウ 謎解きキットの制作

(3)の謎解きイベントの実施に使用するキットを300セット程度作成し、受託期間内に県民局に納品する。

(3) 謎解きイベントの運営

謎解きツアーの実施の効果を図るため、開催期間・時間帯、制限時間（滞在時間を考慮）人員配置、ターゲット、利用建物等（空き家を含む。）、関係団体の連携・協力体制などを適切に設定しイベントを実施する。イベントはキット（試作品でも可）を使用するものとするほか、イベントの内容は提案による。

(4) WEB等による情報発信

謎解きツアーに関して情報発信するWEBサイト又はSNSアカウント等を作成する。これらは(3)の謎解きイベント実施の1月前までに公開し、令和7年度終了後は県民局の管理とする。その他情報媒体を活用した効果的な情報発信の提案を可能とする。

(5) その他

独自提案・追加提案を可能とする。

5 実績報告

受託者は業務完了後、速やかに業務全体の実績報告書を委託者に提出すること。また、謎解きツアーのプログラム、実施マニュアル、キット仕様書のデータ及びキットなど制作物の現物を成果品として納品すること。

6 留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、適用を受ける法令、規程等を遵守すること。
- (2) 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- (3) 実施責任者は、委託者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定する。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部に係る再委託については、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。
なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。
- (6) 受託者は、本業務に関する一切の秘密を保持するものとし、本業務により制作される成果物等の著作権、所有権は、全て県に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。
- (7) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。